

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 第 3 次産業廃棄物処理指導計画の骨子（案） ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

指導計画の趣旨と位置付け

- ◎今後の京都市の産業廃棄物行政の基本方向を示すもの **計画期間**：23～32 年度
- ◎排出事業者、処理業者、市民と行政とが共に取り組むための指針
- ◎廃棄物処理法の趣旨や本市の循環型社会推進基本計画の内容などを踏まえ、地域の実情に合わせたより具体的な施策を定めるもの

なぜ新たな計画を策定するのか

- ◎社会経済情勢の変化を踏まえた産業廃棄物施策が必要
  - ◆廃棄物処理法の改正 **排出事業者の処理責任の徹底 優良な処理業者の育成**など
  - ◆「京都市循環型社会推進基本計画」（一般廃棄物処理基本計画）の改定（22年3月）**排出事業者による分別・リサイクルの推進**など

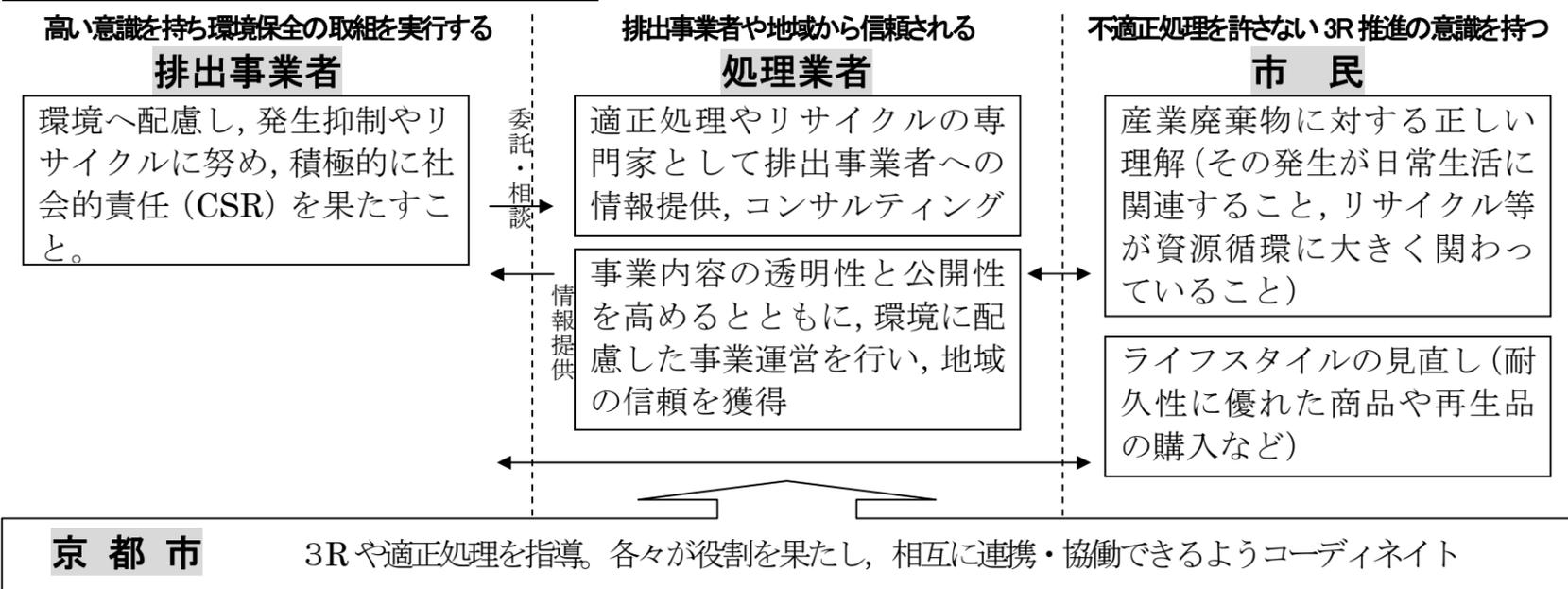
**I 基本的理念** <持続可能な社会を創るため循環型社会の構築を目指す。>



**<本計画策定に当たっての視点> == 地域社会から信頼される産業廃棄物処理体制の確立 ==**

- ① 産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあることから、発生抑制やリサイクルを推進し、適正処理を確保するためには、排出事業者の高い意識とそれに基づいた行動がまず重要。（多量排出事業者による取組は進んできている。）
- ② 処理業者による不適正処理を防止するためには、排出事業者が処理業者を選択する際に、安価に受け不適正な処理を行う業者が排除され、優良な処理業者が優位とならなければならない。
- ③ 地域社会において①②が当たり前のこととなるためには、市民の意識の醸成も重要。
- ④ 京都市は、①～③の誘導等を図る必要がある。

**II それぞれが果たすべき役割** <法令遵守や適正処理だけでなく、行動を一步進める必要>



**III 重点施策** <どのようにして基本的理念の実現を目指すのか>

	排出事業者に対する施策	処理業者に対する施策	市民に対する施策
新規・充実	①排出事業者への指導を充実 ②委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発 ③リサイクル施設情報の提供 ④適正処理等への取組に対する認証制度の創設	①優良な処理業者の育成に向けた情報公開（排出事業者等への情報発信）の推進 ②積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施	①啓発や環境教育の効果的な実施 ②市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置を含めた対応
継続	⑤建設リサイクル法の円滑な運用 ⑥PCB 廃棄物の適正保管・適正処理の指導 ⑦産業廃棄物保管用地の監視強化 ◎違反行為に対する厳正・迅速な処分等（警察等とも連携強化）	③循環型社会ビジネスの振興支援 ④公共関与による適正処理の確保 ⑤公共工事におけるリサイクル資材の利用促進	

- ◇ 今後の京都市産業廃棄物連絡協議会の在り方を検討する必要がある。（計画の進ちよく管理など）
- ◇ 排出事業者に対する指導をより効果的に進めるためには、一般廃棄物に関する指導と一体として行う必要がある。（⇒ 一般廃棄物処理基本計画との一体化）